

日本における心身障害者体育の史的研究 (第20報)

—小学校令時代の開放学校及び特別学級における病弱児体育について—

北野 与一*

A Historical Study of Physical Education for the Handicapped in Japan. XX.

On Physical Education of the School and the Class for Constitutionally Weak Children from 1887 to 1940

Yoichi Kitano

Received October 30, 1989

はじめに

戦前(～1945)における病弱・虚弱教育(以下、病弱教育という。)は、休暇集落、開放学校及び特別学級で展開された。本稿で問題とする開放学校は、「休暇集落の施設を半永久的設備としたもので、独立の学校組織であり、同時に簡単なる療養的設備を有し、身体虚弱の程度の一層高さ児童を収容し、数カ月を一期として教育を施しつつ療養的養護方法を講ずる(中略)所謂療養と教育を兼ねた一個の学校施設¹⁾」である。また、特別学級は、「普通教育施設の中に特別学級を設け、衛生的保護の下に身心の発達、健康の保全を期待しようとする²⁾」施設である。

いずれも欧米に端を発した施設であるが、戦前のこうした病弱教育は、戦後につなげる試行的意義を有しており、わが国の病弱体育史の全ぼうを明らかにしようとするとき、少なくとも戦前におけるこれらの施設での体育的実践を検討する必要がある。

II 研究目的・方法

本稿は、戦前の小学校令時代における病弱児対象の開放学校及び特別学級に視点を当て、この施設で行なわれた体育的な諸活動の実態とその特質の一端を、『学校衛生』、『日本学校衛生』及び『学童の保健』等の雑誌報告、関係著書等の報告を中心に検討するものである。

*教養部

Faculty of General Education

Ⅲ 結果と考察

1. 開放学校及び特別学級の史的概観

(1) 開放学校

先にも述べたように、療養と教育を兼ねた開放学校の起源は、明治37(1904)年ドイツのシャロテンブルグ市における森林学校であるとされ、その成果の大なることから数年にしてドイツ国内の主要都市に普及し、欧米諸国にも迅速な普及を見たと言われている³⁾。

わが国では、この種の学校は、開放学校だけでなく、林間学校、海浜学校、戸外学校、野外学校及び露天学校等、さまざまな名称で呼ばれた。常設の施設としての最初のもは、明治42(1909)年4月、千葉県船形町に設けられた東京市養育院安房分院であり⁴⁾、また、養護学校組織としての最初のもは、大正6(1917)年8月、社団法人白十字会によって設置された神奈川県茅ヶ崎林間学校である⁵⁾。東京市養育院では、明治33(1900)年8月、「十五名の幼童虚弱者」を房州勝山保養所へ転地させており、安房分院が落成したときは、「院児四十六名」を勝山保養所より移転せしめている。また、茅ヶ崎林間学校は、白十字会創立五周年記念事業として設立されたものであり、「小学校令第36条1項但書の規定に據り尋常小学校の教科を授くるものとして建設され」たものである⁶⁾。以下、同校における教育概要について述べると、次のとおりであった。

「ア. 入学資格 満6歳以上の男女にして尋常小学校の第1学年及至第6学年に編入すべき児童

イ. 入学条件 腺病質その他虚弱体質の児童にして、伝染性疾患を有しない者に限り、身体検査の上入学を許可する。ただし、3ヶ月以内の希望者は入学できない。

ウ. 入学時期 時期の如何を問わず、何時にても入学させることができる。

エ. 入学手続 校医の診断を受けて入学を許可された場合には、在学証書に戸籍抄本と入学金5円を添えて出す。

オ. 学費 1ヶ月35円で、食費、学用品費、寄宿舎費等、被服費を除く一切の費用に充てることになっている。事情によっては、学費を貸与若しくは給与することもある。

カ. 退学 健康が増進して、強健な児童と一しょに学習することができるようになれば、退学させる。

キ. 教育のねらい 恵まれた自然環境の中で生活させ、体質を改善し健康を増進せしめ、併せて精神的に優秀なるものとならしめ、国民教育を完成すること。

ク. 実際教育の指針 (ア) 努めて個別に取扱うこと。(イ) でき得る限り児童の精神的疲労を少なくすること。(ウ) 授業は肉体的活動と常に調和せしめ、肉体と精神とを同時に発達させしむべきこと。

ケ. 授業時間及び内容 1週20時間を以って限度とし、1時限を40分間とし、20分間の休息を与える。科目は、発熱または微熱ある者は特別に体操科を省き、朝の深呼吸、午後の遊戯、散歩を以ってこれに代える外は、普通の小学校と同一である。

コ. 寄宿舎への入舎 入学を許可された児童は、寄宿舎に収容される。寮舎は分散式で7寮に分ち、一寮に児童9名宛を収容し、寮母の保護の下に家族寮を形成する。寮舎には、

（ア）日光と空気とに十分親しましむること（イ）滋養に富み消化し易き栄養食物を摂取せしむること（ウ）休息と睡眠とを十分に与えること、という育強の綱領があった。』⁹⁾

茅ヶ崎林間学校に続いて、大正12（1923）年、大阪市御津尋常小学校の浜寺林間学校、同13（1924）年に日赤千葉支部の富浦海浜学校、同14（1925）年に花岡和雄による東京市板橋の花岡学園等が次々と設置される⁸⁾。

昭和期に入ると、昭和2（1927）年一宮学園（財団法人、千葉県一宮町）、同4（1929）年千本松原林間学校（公立、静岡県沼津市千本松原）及び六甲郊外学園（大阪市立、兵庫県山椒ヶ原）、同6（1931）年熱海外気学校（個人）、同9（1934）年東京市麴町区臨海学園（東京市）及び神戸再度山林間学校（財団法人）と設立が続き、同10（1935）年1校、同11（1936）年と同12（1937）年各3校など、同10年から同16（1941）年まで13校が設立された⁹⁾。

これらの学校のうち、「学籍をもった私立学校としての形態で運営されたものは、白十字会林間学校と一宮学園の二施設で、他はほとんど、各学校に在籍のまま、一定期間（多くの場合三か月）、転地して¹⁰⁾」養護と教育を受けたのである。

（2）特別学級

文部省の「全国に於ける身体虚弱児童取扱に関する調査」（大正13〈1924〉年）により、「身体虚弱児童は在校児童の五％と云ふことが出来（中略）全国の学齢児童を一千万とすれば、約五十万の身体虚弱児童を有すること¹¹⁾」が明らかになったが、一方、「身体虚弱児童特別取扱を為せる学校数」が、「総数千三百十五校で（中略）全国の小学校約三万に比較すれば二十分の一に達せず¹²⁾」という対応の不徹底さも明らかとなる。こうした状況も示すように、大正末期においては、当時結核予備軍とも考えられていた身体虚弱児対象の休暇集落や開放学校のいっそうの普及と発展は言うまでもなく、小学校における特別学級の設置もまた学校衛生上における緊要な課題となっていたわけであり、その設置は、昭和期に入って結核予防対策等の施策とも相まっていっそう促進されたのである。

公立の小学校で早期に身体的虚弱児を対象とした特別学級を設けた学校は、福岡男子尋常高等小学校（大正8〈1919〉年開設）¹³⁾及び大阪府池田師範学校附属尋常小学校（大正11〈1922〉年開設）¹⁴⁾である。この両者には、健康児を中心とした画一教授から虚弱児を救済するために特別学級を設置したこと、学級教育を推進していくために医学関係者の協力を得たこと、腺病質の児童が大半を占めていたこと、衛生、栄養、休養及び運動に関する指導を徹底させたこと、夏季集落を毎年度実施したこと等に共通点が見られた。なお、後者の児童は、第1学年入学時に特別学級児童として特別に募集された虚弱児童であった。

次いで大正14（1925）年には、石川県金沢市新豎町尋常小学校に保養学級が設置される^{15) 16) 17)}。同学級は、大正14年度入学児童が大正7（1918）年の大流寒の年の出産児であり、体格が低劣で虚弱児童も比較的多かったことから、それらの児童を保護救済することを目的に設置されたものである。同学級に編入された児童は、「主とし腺病質児童にして栄養不良、貧血、淋巴腺の腫脹、皮膚菲薄脂肪、組織薄弱、粘膜組織薄弱及不具者」であった。教育方針は、「1なるべく学習負担の軽減を計ること。2つとめて戸外教授を行ふこと。3なるべく新鮮な空気を吸はしめ日光浴をなさしむること。4軽快なる運動を奨励すること。5つとめて適当なる休息を与へること。」であり、特に養護上から、隔日毎の弁当持参、肝油の服用、郊外運動

(学習), 日光浴, 身体検査, 健康診断, ブラッシ教練, 清潔検査, 乾布摩擦等が実施され, 夏季休暇中に林間教育が計画された。また, 授業時間を40分とし, 普通学級と異なる「表1」のような学習時間表によって授業が進められた。

表1 学習時間表

曜日	約十分間	自八時五分 至八時四五分	自九時 至九時四〇分	自一〇時 至一〇時四〇分	自一一時 至一一時四〇分	自一一時四〇分 至一二時四五分	自〇時四五分 至一時三〇分
月曜日	歯磨・摩擦	唱歌・体操	算術	郊外学習	同	昼食及休憩	自由運動
火曜日	同	修身・体操	算術	国語	—	—	—
水曜日	同	修身・体操	算術	郊外学習	同	昼食及休憩	自由運動
木曜日	同	唱歌・体操	国語	図画	—	—	—
金曜日	同	修身・体操	算術	郊外学習	同	昼食及休憩	自由運動
土曜日	同	体操・修身	国語	手工	—	—	—

備考 郊外学習には主として自然観察, 算術, 国語, 図画を課す

大正15 (1926) 年4月, 東京市牛込区の鶴巻尋常小学校に養護学級¹⁹⁾が設置される。時の同校校長小菅吉蔵は, アメリカ教育視察団としてアメリカにおける虚弱児対象の特別学級を見聞した教育者であり¹⁹⁾, 大阪府池田師範学校附属小学校の影響もあって²⁰⁾養護学級の設置に踏み切ったものと考えられる。同校では, 第1学年入学児童 261名の中から, 「一, 凹胸鳩胸等胸部の發育不良なるもの 二, 頸腺腫脹扁桃腺肥大等腺病質のもの 三, 眼耳鼻等の疾患著しきもの 六, 遺传的疾患のあるもの」30名を選ぶ。これらの児童は, 2年間同学級に在籍し, 第3学年から普通学級に編入した。学級設置早々に, 文部省から学校看護婦1名が派遣され, 「本学級の衛生方面を担当する」こととなる。養護上では, 郊外学習等を多くすること, 昼食に栄養食を給すること, 衛生的習慣の徹底化, 肝油の服用, 人工太陽燈の照射等を行ない, 教授上では, 授業時間の短縮, 先に述べた郊外学習時間や自由作業時間の設定, 机間体操の実施等の配慮が見られた。

昭和2 (1927) 年4月, 東京市麹町尋常小学校に開放学級が設置され²¹⁾, 同5 (1930) 年9月には, 東京市本村尋常小学校に戸外学級が設置される²²⁾。このように, この頃設置された特別学級は, 養護学級, 開放学級, 戸外学級, 栄養学級, 開窓学級等, 様々な呼称が用いられていた。その数は, 昭和2 (1927) 年18校 (学級数27学級・児童数 986名)²³⁾, 同9 (1934) 年89校 (学級数 146学級・児童数 6,543名), 同10 (1935) 年 114校 (学級数 209学級・児童数 8,028名) に達する²⁴⁾。その後, 同15年度には, 学級数 1,413学級, 児童数50,255名に達したのである²⁵⁾。

2. 開放学校における体育教育

先にも触れたが, 開放学校への入学児童は, 一般的には「腺病質その他虚弱体質の児童にして, 伝染性疾患を有しない者²⁶⁾」であったが, 一宮学園のように, 貧困家庭の児童をも対象としたとき, 「發育概評丙のもの, 就学猶予中の虚弱児²⁷⁾」を対象児に含めた学校, あるいは共同生活上, 先の対象児童の外に「性行不良ならざる者²⁸⁾」と規定した学校も見られた。

入学学年は、茅ヶ崎林間学校のように、尋常第1学年から同第6学年までを対象にした学校もあったが²⁹⁾、多くの学校は寄宿の可能な尋常第3～4学年以上の上級学年が対象であった^{30) 31)}。また、その期間は、浜寺林間学校のような1か月という短期間³²⁾から一宮学園のような1か年という長期間³³⁾にわたるものまであったが、そのほとんどは3～4か月間^{34) 35)}であった。その間、茅ヶ崎林間学校や一宮学園のように、学籍を元籍校から移す学校もあったが、ほとんどは学籍を元籍校に置いての入学であった。当然ながら、健康が増進し、健常児童とともに学習ができるようになれば、退学させられて元籍校に移ったのである。こうした事情をも踏まえて、開放学校における教育(経営)の目的や方針、あるいはその実際を体育的視点から概観し、その特質を検討していくこととしたい。

(1) 教育(経営)の目的と体育

公立の尋常小学校と同じく、開放学校も国民教育を施す学校組織の一つであり、小学校令第一条に基づき教育を施すことは勿論であるが、対象児が高度な虚弱児であることから、加えて体質の改善と健康の増進が強調された。ちなみに、その経営方針や実際が他校の手本となった茅ヶ崎林間学校では、その目的を次のとおり掲げていた。

「勅語の趣旨を遵奉し、小学校令第一条に基づき教育を施すは勿論、共同生活によって各自の生活を意識且つ拡充せしめ、延いて他日の社会生活に於ける素地を得しめるを目的とし、単に知識のみの開発に偏することなく、動もすれば閑却せらるる身体教育を重んじ全人としての陶冶を主眼としてゐる。」³⁶⁾

「虚弱児童の欠けたる所を補ひ、体質を改善し健康を増進せしめ、併せて精神的に優秀なるものとならしめるのが、林間学校の保持する使命である。」³⁷⁾

体質を改善し健康を増進せしめ、心身の調和的発達(全人陶冶)を目指したとき、上記の事例のような「身体教育」の重視、つまり、養護的体育を重視した教育が指向される。その典型的な事例が、茅ヶ崎林間学校における教育であった。なお、体育教育をこうした教育の中核に位置づけて経営した浜寺林間学校のような開放学校も見られた。同校は、「心身の各部分々々の能力や機関の発達完成には一定の時期と順序とが有る(中略)従来の教育なるものが著しく知育偏重的であった事(中略)吾人は都市なるが故にと云はざるを得ない。都市児童の体格が逐年低下しつゝある(中略)以上三つの立脚地より(中略)永続的に体育中心、或は体育基本の教育を行」³⁸⁾ だったのである。

(2) 養護方針と体育

「昭和になって各地に設立された養護学校の手本³⁹⁾」となった富浦海浜学校では、次のような養護方針を掲げていた。

- 一、栄養を十分ならしむること。
- 二、運動を適度に実施せしむること。
- 三、休養を十分ならしむること。
- 四、自然に親ましむること。

- 五、規則正しき生活をなさしむること。
- 六、衛生的良習慣を馴致すること。
- 七、個別強壯法の指導をなすこと。
- 八、疾疾の治癒を図ること。⁴⁰⁾

栄養、運動、休養の3項目を中核とした養護方針、つまり、養護上の留意事項とも言えるこれらの諸項目は、先にも触れたように、茅ヶ崎林間学校でも同じく重視されていたことであり、休暇集落の経験も参考となり、昭和期に入って養護上の重要な留意事項として定着していったのである。なお、これらの諸項目は、それぞれが個々に独立してとらえられていたわけではなく、それぞれが相互に関連し合っているものとしてとらえられていたのである。特に運動問題は、休養や睡眠問題、あるいは栄養（食事）問題と深く係わるものとしてとらえられ、日課上で三者の「合理化配合⁴¹⁾」が十分に考慮された。

(3) 体育指導の実際

表2 教科目及び週教授数

計	裁縫	体操	唱歌	図画	理科	地理	日本歴史	算術	国語	修身	教科目/学年
											第三学年
女男 一一 九八	—	二	—	—				五	八	—	第三学年
女男 一一 九八	—	二	—	—	—			五	七	—	第四学年
女男 一一 九八	—	二	—	—	—	—	—	四	六	—	第五学年
女男 一一 九八	—	二	—	—	—	—	—	四	六	—	第六学年

開放学校における各学年各教科課程は、「小学校令施行規則第十七条に依る」とされていたが⁴²⁾、1日3～4時間（1時間40分）に軽減された枠内で授業を行なうことから、週教授時数は、一般の公立小学校に比して7～8時間程度少なかった。例えば、富浦海浜学校の教科目及び週教授時数は、「表2⁴³⁾」のとおりであり、体操科は、一般の公立小学校と同じく設けられ、毎週2時間実施された。

② 指導内容・方法

富浦海浜学校は、「目下は一般体操法を注意斟酌を加へて実施して居り尚或期間試験的に朝夕自彊術を課して居る。本校の体育問題に就いては将来大に研究を重ねゝばならぬ⁴⁴⁾」と、当初の指導状況を報告している。また、浜寺林間学校は、「始めの一ヵ月程は彼等に諸種の積極的運動の機会を成るべく多く与へる事を計画したのであるが、彼等の中の或る者は却って身体的減退の傾向があったので（中略）其れ以後は斯かる体質の弱い子供に対しては寧ろ消極的な保健とか衛生的方面に最も主力を注ぎ、たとひ運動をさせるについてもそれは前の如く体力を増進すると言ふ意味よりも『体力を減退しない様に保護するために』と言ふ様になって来た⁴⁵⁾」と、指導問題の変化について報告している。つまり、当初の開放学校における体育問題は、正課であれ、行事活動であれ、あるいは日課（生活）上のことであれ、指導上の内容と方法に試行錯誤的な実践が続いたのである。こうした実践の過程で指導内容・方法が改善され、昭和期に入ってそれらが漸次定着していったのである。

ア. 指導内容

ここでは、正課及び課外で行なわれた体育的運動、保健衛生的活動及び行事活動の各内容に

ついて、茅ヶ崎林間学校⁴⁶⁾、浜寺林間学校⁴⁷⁾、富浦海浜学校^{48) 49) 50)}及び久留米養護学園⁵¹⁾の事例を中心に概観する。

(ア) 体育的運動

㉑ 体操型の運動：呼吸体操，ラジオ体操，徒手体操及び器械体操等。

㉒ 遊戯運動：固定施設遊び，鬼遊び，戦争ごっこなどの自由遊戯，輪投げ，木登り，石はじき等。

㉓ 球技型の運動：まりつき，まり投げ，闘球板遊び，野球，庭球，卓球，バスケットボール，フットボール，キャプテンボール等。

㉔ 陸上競技型の運動：両脚跳躍，幅跳び，高跳び，駈くらべ等。

㉕ 格技型の運動：すもう等。

㉖ その他の運動：散歩，自彊術，花壇の手入れ，動物の飼育等。

以上のように，開放学校における体育指導の内容は，深呼吸重視の徒手体操，日光浴・空気浴を兼ねた散歩，慰安や精神的安定をねらった戸外での自由遊戯や花壇・動物に係わる軽作業等の重視にも見られるように，軽運動が主体であった。

(イ) 保健衛生的活動

保健衛生的活動としては，衛生的良習慣の形成をねらった活動，栄養の改善と健康の増進を直接ねらった活動及び精神衛生上の効果をねらった活動が主要な活動であった。

㉗ 衛生的良習慣の形成をねらった活動：歯磨き，口嗽ぎ，手洗い，からだの清潔，入浴，検温等。

㉘ 栄養の改善と健康の増進を直接ねらった活動：間食，乾布（冷水）摩擦，午睡，深呼吸，自由遊戯，散歩，肝油投与，太陽燈の照射等。

㉙ 精神衛生上の効果をねらった活動：戸外での遊戯，散歩，静坐黙想等。

なお，上記の太陽燈の照射及び肝油の投与は，栄養の改善と健康の増進を直接ねらった新しい活動であり，注目すべき活動であった。

(ウ) 行事活動

行事活動として，毎年度夏季に海水浴，毎月あるいは毎週遠足が実施され，競技会も開催された。浜寺林間学校では，隔週土曜日に「体育と遊楽と相半する」競技会を開き，「彼等の活動欲を満たし鬱を散じ快活の気を養わん」としたという。なお，身体検査，精神検査，健康診断等の保健的行事も定例的に実施された。

イ. 指導方法——指導上の留意事項を中心に

開放学校における指導の実際を概観したとき，次のような事項が指導上重視された。

(ア) 総合的指導の重視

表3 茅ヶ崎林間学校日程表

入浴(隔日)(但、七八月毎日)	正午	十一時二十分—十二時	十時	九時二十分—十時	八時二十分—九時	七時半—八時二十分	七時—七時半	六時半—七時	五時	午 前 の 部
	昼食、食前洗手、食後含嗽	第四授業(水、金)	第三授業	牛乳(又ハ紅茶)一合ヲ給ス	第二授業	第一授業	自由	食後休息—此間検温	起床—乾燥摩擦、洗面、深呼吸	
(昭6、自五月二日至九月三十日)	七時半	七時—七時半	六時半—七時	六時—六時半	五時半—六時	三時十分—五時半	三時	二時三十分—三時	零時半—二時	午 後 の 部
	歯磨、含嗽、就寝	集会(各寮舎ニテ)	自由遊戯	食後休息—談話	夕食、食前洗手、食後含嗽	入浴又ハ海岸田園ノ逍遙	間食	検温	午睡	

表4 東京府立久留米養護学園日課表

(昭12)

就 検	自由学習、夕の集り	夕 食	国旗降納	自由時間	入浴	作業、自由学習	間食	運動	学 習	検 温	午 睡	昼 食	作 業	学 習	朝 食	朝 会	作 業	洗 面	健 康 調 査	検 温	起 床	事 項	
	通信、日記	レコード演奏、又はラヂオ聴取				花壇手入、校舎内外掃除、書貸出		身体検査、雨天は太陽燈照射			日光浴	レコード演奏又はラヂオ聴取	散歩、昆虫植物の採集、自由運動、雨天の時は 昆虫遊戯	手洗、黙想、食事、休息、合嗽			挨拶、遙拜、御製奉唱、国旗掲揚、ラヂオ体操	草花、小鳥の世話、寮内外の掃除					摘 要
八〇〇	七五〇	七〇〇	五三〇	四〇〇	六四〇	三三〇	四三〇	三三〇	三二〇	二〇〇	二〇〇	一一〇	一一〇	一八五	八〇〇	七二〇	六三〇	六二〇	六一〇	六一〇	六〇〇	自四月三十一日 至五月三十一日	
八〇〇	七五〇	七〇〇	五三〇	四〇〇	六四〇	三三〇	四三〇	三三〇	三二〇	二〇〇	二〇〇	一一〇	一一〇	一九二	八三〇	七五〇	七〇〇	六五〇	六四〇	六四〇	六三〇	自十二月三十一日 至三月三十一日	

総合的指導とは、広くは、教育・養護・訓練の三位一体の指導の意であり、狭くは、先に述べた養護上の個々の留意事項が「表3⁵²⁾」及び「表4⁵³⁾」でも示したような日課の中に合理的に取り入れられ、それぞれを関連ある活動としてとらえて指導する意である。この指導は、指導上の一つの考え方であるとも言えるが、個々の指導が相乗的成果を生むものとして総合的に指導するところに特徴がある。

「規則正しき生活、充分なる睡眠、適度の運動、自然に親しむ事等は児童の食欲を振起し栄養物の吸収を良好ならしめる⁵⁴⁾」(富浦海浜学校) ということらえ方などは、この指導の一端を示した事例と言えるだろう。

(イ) 個別指導の徹底

体育運動を含めたすべての身体的活動は、個々人のその日その時の健康状態に即して、軽減や免除などの弾力的な指導がなされた。例えば、茅ヶ崎林間学校では、「発熱または微熱ある者は特に体操科を省き、朝の深呼吸、午後の遊戯、散歩を以てこれに代へる⁵⁵⁾」、あるいは「不健康の程度」による「ABCの三組に區別して」の指導(「A組は健康児に近い生徒(中略) B組はなお注意を要する生徒で体操の如きも手加減を加え(中略) C組は最も病児に近い虚弱児で、現に微熱のあるこどもなどです。この組の生徒は体操も散歩程度しかさせません。」⁵⁶⁾)

など、個別指導の徹底が図られた。

(ウ) 自発性・自主性や興味を尊重した指導

病弱教育では、虚弱性や病弱性を克服し健康の増進を図るために、個々人がそれぞれ自発的・自主的に生活活動をより充実したものにして行くことが基本となる。開放学校では、「児童の自発活動を重んじ」た指導、こうした指導と関連して、児童の「興味」を大切にした指導が実践されたのである^{57) 58)}。

3 特別学級における体育教育

大正末期頃には、就学率も高まり、小学校では身体的虚弱児が顕在化する。他方、こうした児童を対象とした休暇集落の成果も評価されるようになり、その発展と並行して虚弱児のための特別学級設置の気運が高まる。

先に述べた大正13 (1924) 年における文部省調査⁵⁹⁾ について、若干付記して当初の実態を知ることとする。同年、虚弱児に対して特別な取り扱いをしている学校は、全国30,000校中1,315校であり、「大都市を含む東京・大阪・兵庫・神奈川・愛知等が最も多く (中略) 夏季体育的施設実施の状況と、非常によく似て」おり、特別扱いを全くしていない府県は「富山、長野、滋賀の三県のみ」であった。また、虚弱児の年齢は、小学校児童が主であった。その「身体の異常は、学校に依り多少の相違はあるが (中略) 一般的には身体虚弱児童としては、1 貧血、2 腺病、3 栄養不良、4 肺心臓の軽度の疾患、5 神経質、6 其他特殊の原因なくして筋骨薄弱者等」であった。教授上留意された事項は、「宿題を軽減或は免除すること」、学科に対する自習復習を、強ひざることの二つ」であり、養護上では、体操の軽減または免除、遠足等の行事活動の軽減または免除、休憩時の運動統制、日光浴、空気浴、温泉浴等の奨励、栄養についての学習指導であった。この調査報告は、最後にその教育的効果について、「何れも多少の効果は認めてゐる」が、「概して云へば、何れの学校も、未だ十分な効果は挙げて居ない」と評価しており、十分な効果を生むためには、常設林間学校や休暇集落と並んで特別学級が必要であり、その「教育方法」については「野外教育の理論を応用」することを提唱していた。

この文部省の調査時には、既に虚弱児等を対象とした特別学級を設置していた学校も見られた。先に述べた福岡男子尋常高等小学校⁶⁰⁾ 及び大阪府池田師範学校附属尋常小学校⁶¹⁾ における特別学級がそれである。両者の教育を体育的な視点から眺めたとき、先に述べた共通点の外に、それぞれ特徴が見られた。すなわち、前者は、「一週三時間アル体操時間ヲ六回ニ分チテ三十分宛毎日課スル」分割方式を採用し、「矯正体操ニ重キヲ置き之ニ遊戯ヲ必ラズ加ヘ」た体育重視の積極的養護を強調し、また、後者は、蛔虫卵の駆除、弁当や飲料水についての配慮、疾病の治療や予防への配慮等、衛生重視の消極的養護を強調したのである。

こうした前史的動きがあって、昭和初年にかけて虚弱児対象の特別学級が本格的に設置されていったのである。

(1) 大正末年から昭和初年頃の特別学級

この時期における虚弱児対象の特別学級の編成状況については、昭和3 (1928) 年の文部省による調査報告で概略明らかにされている。その調査報告によれば、「表5⁶²⁾」にも示したように、特別学級の設置県は3府8県であり、学校数18校、学級数27学級、児童数 986名、第1学年及び第2学年児童対象の学級が多く、その名称も様々であった。編入児童の種別は、学校によっ

て多少の相違が見られたが、「一般的には腺病質、栄養不良、貧血、胸郭異常其の他特殊の原因なくして筋骨の薄弱なるもの等⁶³⁾」であった。各学級における一般的取り扱い法は、次のようであった。教授上では、「宿題の軽減又は免除及び家庭に於ける復習を強ひざること、毎時限に於ける時間は普通学級の如く一定せず、学科の種類、季節、身心の状況等を考慮して適宜短縮せること、尚お新鮮なる空気の供給の目的を以て屋外教授を行⁶⁴⁾」なうことが主要な配慮であった。養護上では、新鮮な空気や日光に浴させながら「身体を練り」「直観教授」を行なうこと、「個別的に体操を指導すること」、「牛乳或は栄養食を供する」、食事や清潔等の衛生的習慣形成のための指導、疾病の予防と治療等が、家庭の協力のもとで指導された⁶⁵⁾。

この調査以降の特別学級でも、上記の諸事項が重要な指導上の配慮すべき事項として取り扱われた⁶⁶⁾。こうした事情を踏まえながら、以下体育的諸活動等について検討を加えていきたい。

① 学級の教育方針

特別学級の教育であっても、その目的は、普通学級の目的と変わりはない。しかし、対象の児童が虚弱児ということから、特別学級独自の付加された目的が存在した。例えば、東京市鶴巻尋常小学校の養護学級では、体質を改善し、健康にすることを学級教育の目的に掲げ^{67) 68)}、また、同市麴町尋常小学校の開放教室では、「健康ノ増進ヲ図ルト共ニ、衛生ニ関スル思想ト習慣ノ啓培トニ努メ、尚ホ相当学年ノ教育ヲナス⁶⁹⁾」ことが、学級の教育方針であった。

昭和6(1931)年開催の第1回虚弱児童養護施設講習会で演者らが、「正規の教育を施しながら而も身体健康増進を図る⁷⁰⁾」ことを主唱し、以後、この「正規の教育を施すこと」と「身体健康増進を図ること」の二要素が目的として定着する。なお、この二要素は、教育と養護に係わることから、虚弱児教育を特に「教養⁷¹⁾」とも呼称した。

② 日課と体育的活動

先にも述べたが、福岡男子尋常高等小学校の特別学級では、桜井博士の指導のもとで、「一週三時間アル体操時間ヲ六回に分ケテ三十分宛毎日課スル⁷²⁾」分割方式を採用していた。その理由は、「薄弱児童ニ一時中打続ケテ体操ヲサセル時ハ運動ガ過度ニ亘リテ疲労ヲ惹起スルカラデアル。而シテ体操ハ毎日行フ事ニ依ッテ其ノ効果ヲ一層挙ゲル事が出来ルモノデアルカラ⁷³⁾」であった。具体的には、「修身ト唱歌トニ体操ヲ加ヘテ修体、唱体トシテ毎日課シ⁷⁴⁾」たのである。この福岡男子尋常小学校で実施された毎日少しずつ課す時間短縮型の分散方式が、以下に掲げた「表6⁷⁵⁾」及び「表7⁷⁶⁾」、あるいは先に掲げた「表1」も示すように、昭和初年の特別学級教育に取り入れられていったのである。

表5 開放学級数、該級編入児童数及び学級名称

府 県	東 京	大 阪	兵 庫	奈 良	滋 賀	石 川	高 岡	福 岡	合 計	学 級 名 称
東 京	1	1	1	1	1	1	1	1	7	養護学級、開放学級
大 阪	1	1	1	1	1	1	1	1	7	養護学級
兵 庫	1	1	1	1	1	1	1	1	7	養護学級
奈 良	1	1	1	1	1	1	1	1	7	養護学級
滋 賀	1	1	1	1	1	1	1	1	7	養護学級
石 川	1	1	1	1	1	1	1	1	7	養護学級
高 岡	1	1	1	1	1	1	1	1	7	養護学級
福 岡	1	1	1	1	1	1	1	1	7	養護学級
合 計	7	7	7	7	7	7	7	7	49	養護学級、開放学級
学 校 数	1	1	1	1	1	1	1	1	7	
学 級 数	1	1	1	1	1	1	1	1	7	
男	1	1	1	1	1	1	1	1	7	
女	1	1	1	1	1	1	1	1	7	
計	2	2	2	2	2	2	2	2	14	

表6 東京市鶴巻尋常小学校養護学級時間割 (昭和2年度)

曜	第一時	第二時	第三時	第四時	第五時
月	修身・体操	読方	算術	郊外学習	自由作業
火	唱歌・体操	算術	読方	同	綴方
水	修身・体操	読方	手工	同	書方
木	修身・体操	算術	読方	同	自由作業
金	修身・体操	読方	算術	同	書方
土	唱歌・体操	図画	読方	自由作業	自由作業

表7 東京市麴町尋常小学校開放教室時間割 (昭和6年度)

時 曜	第一時	第二時	第三時	第四時	第五時	第六時	第七時	
	自八時 至八時四十五分	自九時 至九時四十分	自十時 至十時四十分	自十一時 至十一時三十五分	自十一時三十五分 至〇時三十分	自〇時三十分 至二時二十分	自二時三十分 至三時十分	
月	検温、検脈、 便通検査、修 清潔検査	黙想、算	体操、 深呼吸、読	書	洗手、口腔清掃 昼食、整頓、含 嗽、肝油服用、 自由遊戯	体 (公園 引率) 午睡 自習 等	洗手、含嗽、 間食、口腔清 掃、退散	
火	“ “ 黙想	算	“ 読	深呼吸、綴	体	“	太陽燈 照射	午睡 自習 遊戯
水	“ “ “	読	“ 算	体操、 深呼吸、算	書	“	公園散策、 午睡、自習、 自由遊戯等	“
木	“ “ 清潔検査	修	体	深呼吸、読	唱	“	図	午睡 自習 遊戯 等
金	“ “ 黙想	算	黙想、読	體操、 深呼吸、読	書	“	太陽燈 照射	午睡 自習 遊戯 等
土	“ “ “	算	手	“ “ 読	所持品其他 日光消毒	“	退散	

なお、「表7」も示すように、体操（机間体操⁷⁶⁾、軽体操⁷⁷⁾等）だけでなく、黙想や深呼吸等も加えて実施し疲労の除去や気分転換に努めた。さらに午後には、小遠足や自然観察を兼ねた戸外学習、あるいは散歩や遊戯が実施された。このように、特別学級における体育的活動は、正課として、あるいは他教科学習とも絡んで意図的に実施されたのである。

③ 指導内容

ア. 体操科内容

大正15 (1926) 年5月、改正学校体操教授要目が公布される。小学校体操科の指導内容は、「体操、教練、遊戯」から「体操、教練、遊戯・競技」へと改正される。この遊戯・競技は、競争遊戯、唱歌遊戯、行進遊戯、走技・跳技及び投技、球技に分類されていた。改正後、これらの指導内容が、「生徒児童の心身の発達」や「運動の性質」を考慮し、「循環漸進の方針」に沿っ

て課程化され、指導された⁷⁹⁾。

虚弱児対象の特別学級にあっても、この要目に対する準拠の姿勢は変わりがなかった。しかし、以下に掲げた事例も示すように、虚弱児という配慮から、健常児のそれと教材の選択や配当に違いが見られた。

「体操の教材は要旨の示す処に據るも最も児童の身体に合致する様趣味的に取扱ひ唱歌遊戯量を多くし行進は凡て模擬法を用ひ軽き程度に於て身体の各部を発達をなさしむると共に各動作に於ては要領と効果とを知らしめて行はしむ。」⁸⁰⁾ (石川県金沢市新堅町尋常小学校保養学級, 第1学年, 昭2)

「開放学級の児童に対しては、彼等が外に出て一緒に愉快地跳ね廻るやうな自由遊戯を大いに奨励してゐる。しかし開放学級児童とても正規の体操を無視するわけではなく、体操の時間及び各時限の前後等には主として胸郭を発達せしむるに適當な運動とか、各関節を伸ばすに適した運動とか、すべてに過激にわたらない程度の運動を行ひ、自由遊戯の欠点を補つてゐる。」⁸¹⁾ (東京市麴町尋常小学校開放教室, 第3学年, 昭6)

「矯正体操」中心の「個別体操」を実施し、「団体的訓練に多大の意味を持つ秩序運動(教練を含む)及び遊戯競技等も一時間の課定(程)中に適當に織込む。」⁸²⁾ (括弧は筆者が付記する。), 「毎週六時間の中一時間を該時間とし、毎週金曜日の体育時間を特設体育時間に当ててゐる。この時間中には主として平易な体育理論研究を行はしめ、或は種々の衛生的作動を課し、尚衛生講話をなすこととした。」⁸³⁾ (大牟田市大牟田尋常高等小学校養護学級, 高等科第1, 2学年, 昭4)

正課において、尋常科低学年では遊戯、特に唱歌遊戯を主に、他の教材を従として指導、また、高学年では体操を主に、他の教材を従として指導したのである。なお、それぞれがもつ上記の欠点を、正課外、つまり、分割方式で実施した体育的活動や、午後の戸外学習(自由遊戯や散歩)等で補うとしたのである。

イ. 養護活動内容

開放学校と同じく、特別学級でも、教授、養護及び訓練の三者が三位一体の形で統合され、個々人の健康を増進するために総合的に指導された。そこには、健常児対象の教育に見られない積極的、あるいは消極的と思われる養護活動が展開された。それらをまとめると以下のようである^{84) 85) 86) 87) 88) 89) 90) 91) 92)}。

㊦ 積極的養護活動：洗手・洗顔・含嗽・歯磨き・清潔(持ち物, 洋服, 身体)等の良習慣形成のための訓練, 乾布(冷水)摩擦等による皮膚鍛練, 日光浴, 外気浴を兼ねた戸外学習や休暇集落の実施等。

㊧ 消極的養護活動：肝油・牛乳・間食・給食等による栄養の供給, 偏食・そしゃく等の食事訓練, 休憩・午睡等の休養指導, 太陽燈の照射, 寄生虫の駆除, 疾病の治療, 静坐・黙想等による精神的訓練等。

㊨ 指導方法

ア. 検査等重視の指導

虚弱児の運動指導上で特に重視されたことは、「運動の統制」であった。このことは、運動指導が意図的に十分コントロールされなければ、健康を害してしまうことを意味している。こうした指導を常に行なうためには、観察、検温、検脈等を含む身体的な諸検査が常時実施され、日々の、さらにその時々々の健康状態が指導者にきめ細かくとらえられていなければならない。例えば、「表7」でも示した東京市麴町尋常小学校開放教室における諸検査の事例、あるいは「その統制上各児毎月の身体検査の結果に鑑み、日々の身体状況を考慮して、その運動量と回数とを別個にして、適度の誘導する⁹³⁾」指導事例（東京市本村尋常小学校戸外学級）を見ても、諸検査に基づいた指導を重視していたことが分かる。

イ. 徹底した個別指導

わが国の虚弱児教育は、体操科における画一的指導の批判としても問題化した。この事情は、福岡男子尋常高等小学校⁹⁴⁾、大牟田市大牟田尋常高等小学校⁹⁵⁾及び東京市本村尋常小学校⁹⁶⁾等からの実践報告からも明らかである。このような特別学級の設置とも係わる体育指導の個別化、換言すれば、個別指導の重視は、虚弱児の体質や疾病の程度が各個人によって異なり、それに応じた指導を行なう必要があるからであり、特別学級における体育指導上の特徴の一つになっていた。

福岡男子尋常高等小学校特別学級では、個人別矯正体操⁹⁷⁾が、また、大牟田市大牟田尋常高等小学校養護学級では、個人別体操指導案による「個別体操」が指導された⁹⁸⁾。なお、後者では、「分団指導」も取り入れ、「個別化体育の実現に資せん」と試みられた。分団指導とは、「独立の一学級児童の集団を身体的個性に応じて若干の小集団とし、其の小集団毎に取扱を異にする方法を学習指導の過程中に設け」て指導する方法である。

ウ. 体質や虚弱程度等に応じた指導

この指導理念は、前項で述べた検査等重視の指導や徹底した個別指導の基底となる理念でもある。特に、この項では、体操科における運動の軽減・免除に関する史的検討もしたいと考えているので、強いて1項を設けたわけである。

体育指導の実際に当たっては、諸検査や医師の指導により「絶対に運動を禁止すべきもの、特に注意して課すべきもの、或種の運動は免除し、或種の運動は奨励する⁹⁹⁾」、「既に其の健康を増進しつつある者に対しては相当程度の鍛練的運動を課¹⁰⁰⁾」すなど、体質・虚弱程度、あるいは障害の種別や程度に即して禁止（免除）、制限（軽減）及び奨励（普通）の3段階式の対応がとられたのである。この方式は、長く戦後の病弱教育に継承されていった。

こうした対応策、換言すれば、運動処方として関心を集めた問題に、疲労の判定法や運動の軽減・免除の基準問題があった。

疲労の判定法として、運動終了直後の判定と、数日または数十日後の判定がとられた。前者の判定項目には、脈拍数の復旧時間、顔色、睡眠の深浅、食欲の増減、精神状態の変化等が含まれ、後者には、体重の増減、睡眠や食欲の問題、運動意欲の増減等が含まれていた¹⁰¹⁾。なお、この疲労の問題は、医学方面における疲労研究の発展と深く係わって改善・変容していった。

体操科における運動の軽減や免除が小学校教育で問題視されたのは、就学率が大幅に向上し、「低能児」を初め、虚弱児やその他の身体障害児の就学が顕現化した明治末期頃からである。このことは、例えば、「新潟市低能児童等調査¹⁰²⁾」報告等からも明らかである。その頃から文

表8 学校運動体育免除表

疾 病 異 常 種 類	体 操 遊 戲 武 道 等					其 他 ノ 増 強 法					備 考					
	懸 垂 運 動	跳 躍 運 動	急 速 運 動 (駢 歩 等)	永 続 運 動 (遠 足 登 山 等)	全 身 的 強 力 運 動 (中 略 角 力 等)	身 体 各 部 ノ 運 動 練 習	教 練 運 動	功 績 運 動	呼 吸 運 動	冷 水 浴		冷 水 擦 浴	日 光 浴	散 歩	水 泳	
全 身 病	身体虚弱 (栄養发育不良腺病質等)	×	×	×	×	△	△	○	△	△	△	○	○	△	×印ハ禁止スベキモノ △印ハ考慮ヲ要スベキモノ ○印ハ免除ヲ要セザルモノ	
	重 病 後	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○	△	×		
	貧 血	×	×	×	×	×	△*	×	△	△*	×	△	○	×		※稍高度ノモノハ之レヲ免ズベシ
	脚 氣	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○	△	×		
	発 熱	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×		
血 器 行 病	心 臟 病 (神 經 性 心 悸 亢 進)	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○	△	×		
	軽 度 ノ 鼻 咽 喉 カ タ ル (感 冒)	×	×	×	×	△	△	△	△	×	×	×	×	×		
呼 吸 器 病	軽 度 ノ 氣 管 枝 カ タ ル	×	×	×	×	△	×	△	×	×	×	△	△	×		
	肋 膜 炎 後	(重病後参照)														
	肺 炎 後	(全 上)														
神 經 系 病	精 神 薄 弱	△	△	△	△	△	△	△	△	○	○	○	○	×		
	癩 癧	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	△	△	×		
	頭 痛 眩 暈	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×		
	神 經 衰 弱	×	×	×	×	△	△	○	○	○	○	○	○	△		
消 化 器 病	嘔 吐 下 痢 齒 痛 腹 痛	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×		
	軽 度 ノ 胃 腸 病	×	×	×	×	△	△	△	△	○	△	○	○	×		
	腹 膜 炎 後	(重病後参照)														
	ヘルニヤ (脱腸帯ヲ施セルモノ) (施 セ ザ ル モ ノ)	×	×	×	×	×	△	△	○	×	○	○	○	×	総ベテ腹筋ノ努責ヲ要スル運動ヲ禁ズ	
泌 尿 生 殖 器 病	月 經	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	△	△	×		
	腎 臟 病 後	(重病後参照)														
	起 立 性 蛋 白 尿 運 動 性 蛋 白 尿	×	×	×	×	×	△	△	△	○	△	○	○	△	長時間ノ直立及ビ腰椎前弯ヲ越ス運動ヲ禁ズ	
眼 病	高 度 ノ 視 力 障 害	×	×	×	×	○	○	△	○	○	○	○	○	△		
	ト ラ ホ ー ム 其 他 ノ 結 膜 炎	○	○	○	○	△	○	○	○	○	○	○	○	×		
耳 病	慢 性 化 膿 性 中 耳 炎	×	×	×	×	△	△	△	○	△	○	○	○	×		
	耳 痛	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×		
	聴 力 障 害	○	△	△	△	○	○	○	○	○	○	○	○	×		
皮 膚 及 外 傷	皮 膚 病	△*	△*	△*	△*	×	△*	△*	△*	○*	×	×	○	×	※程度ニヨリ全免 部 位ニヨリ關節 部ノモノ免ズ	
	外 傷 (切 創 , 挫 創 等)	△*	△*	△*	△*	×	△*	△*	△*	○*	×	×	○	×		
運 動 器 病	骨 疽 龜 脊	×	×	×	×	×	×	×	×	×	△	○	△	×		
	跛 足 ○ 脚 X 脚 (中 等 度 以 上)	△	×	×	×	×	△*	×	△	○	○	○	○	×	※下肢運動ヲ免ズ	
	骨 髓 炎 後	×	×	×	×	×	×	×	×	×	△	○	△*	×	※程度及部位ニヨリ禁 止スヘキコト	
	骨 膜 炎 後	×	×	×	×	×	×	×	×	×	△	○	△*	×	※同上 ト差支ナキコトアリ	
	骨 折 後	×	×	×	×	×	×	×	×	×	△	○	△*	×	※同上	
其 他	種 痘 及 予 防 注 射 後	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	△	△	×	※同上	

(本表ハ福岡県平山茂樹氏山田善三氏ノ考案ヲ山崎祐久氏が改正シタルモノ)

泌尿生殖器病	腎臓病	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	△	△	×	×	×	△	×	×	×	×			
	膀胱病	×	×	×	×	×	×	×	×	○	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○	○	×	×	×	△	×	×	×			
	生殖器病	×	×	×	×	×	×	×	×	○	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○	○	△	×	×	△	×	×	×			
	夜尿病	○	○	○	△	○	○	△	△	○	○	△	△	×	△	×	△	×	×	×	×	×	○	○	○	△	×	○	△	×	△	×	
	起立性蛋白尿	△	△	△	×	△	△	×	×	×	○	△	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○	○	○	△	△	○	×	×	×	×	
	運動性蛋白尿	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	
	月経	×	△	×	×	×	×	×	×	×	○	×	=	=	×	×	×	×	×	×	×	=	×	=	△	△	△	×	×	△	×	×	×
眼病	視力障礙	○	○	○	△	○	○	○	△	○	○	○	○	△	○	△	△	△	△	△	△	△	○	○	○	△	○	△	△	△	×		
	伝染性結膜炎	○	△	△	△	○	△	△	×	△	○	△	△	△	×	△	×	△	×	×	△	×	○	○	○	△	×	○	△	×	×		
	其他眼病 色盲	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	△	△	△	△	△	△	△	△	×	○	○	○	○	×	○	○	×	×		
耳病	聴力障礙	○	○	○	△	○	○	○	△	○	○	△	△	×	△	○	△	△	△	△	△	○	×	○	○	○	△	○	△	△	△	△	
	慢性中耳炎 耳痛	△	×	×	×	△	×	×	×	△	×	×	×	×	△	×	×	×	×	×	△	×	○	○	○	△	×	○	△	△	×	×	
皮膚病	疥癬・白癬	○	○	△	×	△	△	△	△	×	○	○	○	△	×	△	×	△	×	×	△	×	○	○	△	×	×	○	△	△	△	×	
	其他皮膚病	△	△	△	△	△	△	△	△	○	△	△	△	×	△	×	△	△	△	△	△	△	×	×	×	△	×	×	△	×	×	×	
運動器病	骨疽	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	
	脊柱彎曲	○	○	△	△	△	△	△	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	○脚及X脚	△	○	△	○	△	△	△	△	△	○	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△
	跛足	△	○	△	△	△	△	△	×	○	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	
	慢性関節炎	×	△	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○	○	△	×	×	△	×	×	×	×	
	骨髓炎 骨膜炎	×	×	×	×	×	×	×	×	△	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	△	△	△	×	×	△	×	×	×
筋肉病	×	△	×	×	×	×	×	×	○	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○	○	△	×	×	△	×	×	×	×		
外傷	挫傷・切創	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	○	○	△	×	×	△	△	×	×	×	
	挫創・捻挫	×	×	×	×	×	×	×	×	△	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○	○	×	×	×	△	×	×	×	×	
	骨折・脱臼 火傷・凍傷	×	×	×	×	×	×	×	×	△	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	△	△	△	×	×	△	×	×	×	×	
植	種痘及予防注射後	△	○	△	×	△	△	×	×	×	○	△	×	×	×	△	×	×	×	×	×	×	×	△	△	×	×	×	△	×	×	×	
備考	×印ハ禁止スベキモノ △印ハ考慮ヲ要スルモノ ○印ハ免除ヲ要セザルモノ =印ハ男子ニノミ寛施スルモノ																																

部省では、「学校衛生取調嘱託医学士古瀬安俊氏立案の下に」「身体教練法（体操遊戯）と其免除」を検討し始め¹⁰³⁾、欧米の「身体萎弱児童」に対する体操免除の実態も報告され¹⁰⁴⁾、稲葉幹一¹⁰⁵⁾や山崎祐久¹⁰⁶⁾等の報告にも見られるように、現場でも軽減・免除に係わる対応が問題化し始める。

平山茂樹・山田善三考案のものを改良した山崎祐久の「学校運動体育免除表」は、「表8」のとおりであった。

大正13（1924）年には、田辺郁郎と石丸節夫が以下に掲げた「体育運動免除表¹⁰⁷⁾」を公表し、真行寺朗生にも高く評価される¹⁰⁸⁾。大正12（1923）年の「生徒児童ノ取扱上学校衛生ニ関シ教師ノ実施スヘキ具体的方案如何」の諮問に対する学校衛生主事会議の答申には、「運動ヲ課スルニ当リテハ病者及虚弱者等ノ発見ニ努メ必要ニ応ジ運動ノ軽減免除又ハ特別ノ取扱ヲナスコト¹⁰⁹⁾」が指摘されていることなどから、この免除表は、大正末期から昭和初年にかけての現場における体育指導に十分貢献したものと考えられる。

昭和期に入ると、文部省学校衛生官岩原拓が、「ドクトル・フルテル・シュネル」の『医師と体育運動』掲載の「病弱者の運動制限指針¹¹⁰⁾」を医学界に紹介する。また、山口県のように、全県的に体操科運動の免除（見学）基準を作成する県も現われる¹¹¹⁾。体育研究所の吉田章信は、

昭和10(1935)年頃から「疾病異常者体育運動免除」問題に取り組み始める。吉田は、「Arnold A. Die sportärztliche Untersuchung. Leipzig, 1933」中の「学校に於ける運動免除」を昭和9(1934)年にわが国体育界にいち早く紹介する¹¹⁹⁾。同14(1939)年、吉田は、諸文献を参考資料に独自の検討を加え、「疾病異常者体育運動免除表¹²⁰⁾」を発表する。この免除表は、「表10」でも示したように、運動種目と疾病異常との関連が具体的に細かく検討され、免除・軽減・許可の3段階に提示されていた。この基準表は、昭和10年代の学校体育、なかんずく病弱体育の指導に十分貢献したものと考えられる。

エ. 消極的な養護重視の指導

先にも触れたが、消極的な養護活動の中で特に注目すべき活動は、肝油の服用と人工太陽燈の照射であったと考えられる。この二つの問題は、休暇集落の活動内容に見られなかった活動であり、継続的養護の可能な特別学級における養護指導の特徴であった。

肝油は、「1782年イギリスで初めて薬用に供され¹⁴⁰⁾」、「我国に輸入サレタルハ嘉永年間蘭医ポンペイ氏が長崎ニ持参シ、松本順氏之レヲ受ケ、当時ノ福岡藩主タル黒田侯ニ試用シテ大効ヲ奏シタルニ始マリタル¹⁴¹⁾」と言われ、明治10(1877)年に日本で初めて製造される¹⁴²⁾。

この肝油が学校教育の中で虚弱な児童・生徒に投与されたのは、大正末年から昭和初年にかけてであった。広島市高等女学校が、同校不良体質学級生徒に対し、大正14(1925)年4月から7月にかけて「眼鏡肝油」を服用して成果を収め、同市の各小学校は、昭和2(1927)年11月から一斉にその服用を開始する¹⁴³⁾。また、昭和2年開設の東京市麹町尋常小学校開放教室も開設年度に早くも服用を開始し¹⁴⁴⁾、石川県金沢市新堅町尋常小学校保養学級でも「高橋製肝油」を昭和3年度から服用させる¹⁴⁵⁾。

紫外線発生装置が作られて疾病の治療に応用されたのは、明治33(1900)年から同43(1910)年頃にかけてであった¹⁴⁶⁾。わが国の虚弱児対象の特別学級に初めて設けられたのは、昭和4(1929)年のことであり、東京市麹町尋常小学校開放教室においてであった¹⁴⁷⁾。

当時、文部省学校衛生官であった大西永次郎は、「最近紫外線の医療的応用と生物学的作用の益々闡明せらるるに及んで人工太陽燈は虚弱児童の体質改善に有力なる役割を演ぜんとし、(中略)肝油製剤の栄養上に於ける効果は虚弱児童の多数に発見せらるるビタミンD欠乏の補給方法として各地の小学校に実験せられ、今や虚弱児童に対する医学的監督の有力なる地歩を占めんとする情勢にあり¹⁴⁸⁾」と報告している。また、昭和7(1932)年の第11回全国連合学校衛生総会における「身体虚弱ナル生徒児童ノ体質改善ニ関シ留意スベキ事項如何」という文部大臣諮問に対する答申に、「必要ニ応ジテ紫外光線ノ照射ヲ行ヒ」、「肝油ノ服用、牛乳ノ飲用等栄養補給ノ途ヲ講ズルコト」の指摘がなされる¹⁴⁹⁾。このように、肝油の服用と人工太陽燈の照射は、特別学級開設当初から他の養護方法とともに漸次定着していったものと考えられる。

(2) 昭和10年代半ば頃までの特別学級

虚弱児対象の特別学級は、昭和10(1935)年頃から漸増し始め、同10年代半ば以降、急増傾向を見せ始める。

昭和6(1938)年に満州事変が、同12(1937)年に日中戦争が始まり、翌13(1938)年国家総動員法が公布される。国家軍事体制が日々強化されていく社会状況のもとで、虚弱児対象の特別学級でも、当然ながら従来見られなかった以下のような考え方や対応が顕現化した。

① 教育方針の軍国主義化

横浜市子安尋常小学校校医岡村匡造は、同校養護学級教育について、「体重・胸囲・皮厚に於て標準に満たぬ者を集めて、これを標準値にまで高めるを目的とする。即ち刻下の非常時に際して、健全なる第二の国民を養成し、国家総動員に全員の参加し得るやうにするを以て目的とする¹²⁴⁾」と述べている。こうした考え方は、「今や、我が国が高度国防国家の建設に邁進しつつある際、最も要望されるものは多数のしかも優秀な国民であります。我が国民の量と質、この両者が確保されなければ、興亜の大業もその完遂は困難であると申しても過言ではありません。(中略)身体が弱いから、智慧が足りないからとて、皆等しく『かけがへ』のない大切な人的資源であります。¹²⁵⁾」という人的資源確保と類似している。つまり、昭和10年代に入ると、こうした虚弱児対象の特別学級教育においても、個人的健康(養護)教育理念が薄らぎ、国家主義的健康(養護)教育理念が急激に強調されていったのである。

② 積極的な養護指導の強調

「養護教育を従来はあまりにも消極的に考へすぎた感がある。勿論、疾病異常によっては注意を要する児童も多いが、一般的にもっと積極的に自然に親しませ適当な運動を励行し、規則的に訓練する場面を加へなければならない。(後略)¹²⁶⁾」と、野島忠太郎(岐阜県師範学校附属長良尋常小学校主事)が報告している。この報告は、「養護鍛練の一元的¹²⁷⁾」指導を強調しており、前項でも述べた社会状況の変化と関連し、特別学級において「消極的養護指導から積極的養護指導への転換」を示唆していた。

③ 結核予防対策の変容

昭和9(1934)年、内務省の結核調査委員会で結核予防対策が審議される。その委員会の一員であった文部省学校衛生官大西永次郎は、虚弱児と潜伏性結核とは直接間接に関係があるとして、「小学校児童中に於て結核予防の見地から特別の養護を加ふる必要ある結核性虚弱児童は概約5%で¹²⁸⁾」あると述べ、「結核予防対策から見ても、虚弱児童の問題は、甚だ重要な地位を占め、これが養護方法の成否は直に結核予防の実績に重大なる影響を与へる¹²⁹⁾」と指摘し、結核予防対策としての虚弱児養護対策を提唱する。また、同年の虚弱児童養護施設講習会において岩原拓文部省体育課長が、「虚弱児童ノ問題ハ一般養護ノ見地カラモ結核ニ対スル発病防止ノ施設トシテモ甚ダ緊要ノコトデアリ(後略)¹³⁰⁾」と、結核予防対策としての虚弱児養護の重要性を指摘する。このように、この頃の文部省関係者は、虚弱児童を潜伏性結核児童または結核に犯され易い児童ととらえていたのである。

勿論、こうした児童と結核の関係は、新井英夫¹³¹⁾野津謙¹³²⁾らの調査研究によって無関係であることが立証される。同時に新井ら医学関係者によって、ツ反検査、X線検査、赤血球沈降速度検査、細菌検査の必要性が叫ばれたのである。このような結核検査の体系が整備されて広く実施されるようになるのは、昭和16(1941)年以降のことであるが、同10(1935)年頃から、例えば、東京市等が実施したように¹³³⁾¹³⁴⁾、小学校虚弱児童養護対策としてツ反検査やX線検査等を実施する傾向が顕現する。また、神戸市のように「小児結核性疾患¹³⁵⁾」児を虚弱児童に選定する地域も現われる。このように、結核予防対策と関連した新しい検査の導入や対象者の拡大等は、この時期の特徴の一つと考えられる。

IV おわりに

小学校令時代の開放学校と特別学級における体育的活動の実態とその特質に関して検討を加えてきたが、若干の所見も得られたので、それらを以下にまとめて結語とする。

1. 小学校令時代における病弱教育の主体は、虚弱児童であった。なお、開放学校と特別学級は、昭和10年代以降漸増傾向を示す。
2. 開放学校と特別学級では、大差のない体育教育が展開された。体育教育の方針は、虚弱児童一人ひとりの体質の改善と健康の増進であった。体操科の指導内容は、教授要目に準拠しながらも、内容を選択し量を軽減したもので、軽運動が主体であった。また、それらが、総合的指導観のもとで、虚弱程度等に即した個別指導により、学校生活全体を通じて指導された。
3. 教育・養護・訓練、あるいは運動・栄養・休養の三位一体の総合的指導が昭和初年まで続いたが、同10年代に入り、軍事体制が強化されていく中でその一体性がくずれ、積極的養護の強調、人的資源の確保といった軍国主義的思想が顕現し始めた。

(付記) 本稿に関連する要点の一部を日本特殊教育学会第29回大会にて発表する。なお、引用文献中の漢字は、当用漢字に訂正したが、訂正不可能な漢字はそのままとした。

参考・引用文献

- 1) 大西永次郎 (監), 施設中心虚弱児童の養護, (株) 右文館, 昭6, P. 30
- 2) 大西永次郎 (監), 前掲書, P. 31
- 3) 大西永次郎 (監), 前掲書, P. 30
- 4) 東京市養育院, 養育院六十年史, 東京市養育院, 昭8, PP. 508-511
- 5) 大西永次郎 (監), 前掲書, P. 217
- 6) 大西永次郎 (監), 前掲書, P. 232
- 7) 大西永次郎 (監), 前掲書, PP. 218-232
- 8) 国立教育研究所 (編), 日本近代教育百年史, 第6巻, 国立教育研究所, 昭49, P. 814
- 9) 国立教育研究所 (編), 前掲書, P. 814
- 10) 文部省 (監), 日本学校保健会 (編), 学校保健百年史, 第一法規出版 (株), 昭48, P. 218
- 11) 文部大臣官房学校衛生課, 「全国に於ける身体虚弱児童取扱に関する調査 (上)」, 学校衛生, 第4巻第12号, P. 29, 大13
- 12) 文部大臣官房学校衛生課, 前掲論文, 前掲書, P. 24
- 13) 福岡男子高等小学校, 「身体薄弱児童特別学級経営状況」, 日本学校衛生, 第9巻第1号, PP. 61-72, 大10
- 14) 横尾真太郎, 「養護学級の経営に就て」, 日本学校衛生, 第15巻第4号, PP. 43-48, 昭2
- 15) 金沢市新堅町小学校, 「保養学級の概要」, 日本学校衛生, 第17巻第8号, PP. 33-52, 昭4
- 16) 金沢市新堅町小学校, 「保養学級の概要」, 日本学校衛生, 第17巻第11号, PP. 56-60, 昭4
- 17) 金沢市新堅町小学校, 「保養学級の概要」, 石川教育, 第296号, PP. 59-63, 昭6
- 18) 大西永次郎 (監), 前掲書, PP. 162-172

- 19) 東京市教育会(編), 小学校長団の観たる米国の教育, 佐藤出版部, 大9, P. 6
- 20) 横尾真太郎, 前掲論文, 前掲書, PP. 43-44
- 21) 大西永次郎(監), 前掲書, PP. 109-110
- 22) 大西永次郎(監), 前掲書, P. 139
- 23) 文部省学校衛生課, 「開放学級に関する調査」, 学校衛生, 第8巻第7号, PP. 561-567, 昭3
- 24) 岩原拓・大西永次郎, 「日本に於ける学校衛生の現況」, 学校衛生, 第17巻第9号, PP. 583-604, 昭12
- 25) 重田定正, 「戦時の学校保健」, 学校保健研究, 第3巻第3号, P. 45, 昭36
- 26) 大西永次郎(監), 前掲書, P. 230
- 27) 杉浦守邦, 山形県特殊教育史 精薄・虚弱篇, 山形県特殊教育史研究会, 昭53, P. 272
- 28) 大西永次郎(監), 前掲書, P. 194
- 29) 大西永次郎(監), 前掲書, P. 230
- 30) 大西永次郎(監), 前掲書, P. 194
- 31) 上島三郎・大八木重郎, 「東京府立久留米学園創立一ケ年を顧みて」, 学校衛生, 第17巻第11号, P. 26, 昭12
- 32) 亀島晟・石原正明, 日本に於ける常設林間学校之実際, (株)新進堂, 大13, P. 138
- 33) 重田定正, 「学齡児結核ニ関スル一觀察」, 日本学校衛生, 第18巻第8号, P. 560, 昭5
- 34) 大西永次郎(監), 前掲書, P. 230
- 35) 上島三郎・大八木重郎, 前掲論文, 前掲書, P. 26
- 36) 大西永次郎(監), 前掲書, P. 218
- 37) 大西永次郎(監), 前掲書, P. 232
- 38) 亀島晟・石原正明, 前掲書, PP. 125-130
- 39) 特殊教育事典編集委員会(編), 特殊教育事典, 第一法規出版(株), 昭48(9刷), P. 268
- 40) 日本赤十字社千葉支部, 「富浦海浜学校の事績」, 日本学校衛生, 第14巻第3号, P. 215, 大15
- 41) 特殊教育事典編集委員会(編), 前掲書, P. 268
- 42) 日本赤十字社千葉支部, 「富浦海浜学校の事績」, 日本学校衛生, 第14巻第2号, P. 135, 大15
- 43) 日本赤十字社千葉支部, 前掲論文, 前掲書, 第14巻第2号, P. 135
- 44) 日本赤十字社千葉支部, 前掲論文, 前掲書, 第14巻第3号, P. 215
- 45) 亀島晟・石原正明, 前掲書, PP. 190-191
- 46) 大西永次郎(監), 前掲書, PP. 213-232
- 47) 亀島晟・石原正明, 前掲書, PP. 118-273
- 48) 大西永次郎(監), 前掲書, PP. 185-212
- 49) 日本赤十字社千葉支部, 前掲論文, 前掲書, 第14巻第2号, PP. 143-145
- 50) 日本赤十字社千葉支部, 前掲論文, 前掲書, 第14巻第3号, PP. 212-215
- 51) 上島三郎・大八木重郎, 前掲論文, 前掲書, PP. 24-34
- 52) 大西永次郎(監), 前掲書, PP. 222-223
- 53) 上島三郎・大八木重郎, 前掲書, PP. 33-34
- 54) 日本赤十字社千葉支部, 前掲論文, 前掲書, 第14巻第2号, P. 143
- 55) 大西永次郎(監), 前掲書, P. 219

- 56) 村島焯之, 「養護学校雑談」, 学童の保健, 第12巻7月号, PP. 56-57, 昭16
- 57) 日本赤十字社千葉支部, 前掲論文, 前掲書, 第14巻第3号, PP. 212-217
- 58) 亀島晟・石原正明, 前掲書, PP. 172-262
- 59) 文部省学校衛生課, 「身体虚弱児童の取扱に関する調査」, 日本学校衛生, 第13巻第2号, PP. 53-74, 大14
- 60) 福岡男子高等小学校, 前掲論文, 前掲書, PP. 61-72
- 61) 横尾真太郎, 前掲論文, 前掲書, PP. 43-48
- 62) 文部大臣官房体育課, 「開放学級に関する調査(上)」, 学校衛生, 第8巻第7号, P. 25, 昭3
- 63) 文部大臣官房体育課, 前掲論文, 前掲書, P. 27
- 64) 文部省体育課, 「開放学級に関する調査(下)」, 学校衛生, 第8巻第8号, P. 44, 昭3
- 65) 文部省体育課, 前掲論文, 前掲書, PP. 45-46
- 66) 大西永次郎, 「身体虚弱児童の養護施設に就て(下=1)」, 学校衛生, 第10巻第10号, P. 17, 昭5
- 67) 小菅吉蔵, 「養護学級に関する調査」, 学校衛生, 第9巻第2号, PP. 24-25, 昭4
- 68) 大西永次郎(監), 前掲書, P. 161
- 69) 東京市麹町尋常小学校, 「開放教室ノ概要」, 日本学校衛生, 第15巻第12号, P. 47, 昭2
- 70) 大西永次郎(監), 前掲書, P. 110
- 71) 大西永次郎(監), 前掲書, P. 61
- 72) 福岡男子高等小学校, 前掲論文, 前掲書, P. 67
- 73) 福岡男子高等小学校, 前掲論文, 前掲書, P. 67
- 74) 福岡男子高等小学校, 前掲論文, 前掲書, P. 67
- 75) 東京市鶴巻尋常小学校, 「養護学級に関する調査」, 学校衛生, 第7巻第5号, P. 44, 昭2
- 76) 大西永次郎(監), 前掲書, P. 123
- 77) 大西永次郎(監), 前掲書, P. 170
- 78) 吉田儀盛, 「保養学級施設に就て」, 学校衛生, 第8巻第9号, P. 26, 昭3
- 79) 奥田真丈(監), 教科教育百年史, (株)建帛社, 昭60, P. 439
- 80) 吉田儀盛, 前掲論文, 前掲書, P. 27
- 81) 大西永次郎(監), 前掲書, P. 125
- 82) 湯川茂助, 「養護学級施設の実際(上)」, 学校衛生, 第10巻第4号, PP. 47-53, 昭5
- 83) 湯川茂助, 「養護学級施設の実際(下)」, 学校衛生, 第10巻第5号, P. 49, 昭5
- 84) 東京市麹町尋常小学校, 前掲論文, 前掲書, PP. 47-54
- 85) 東京市麹町尋常小学校, 前掲論文, 前掲書, 第16巻第1号, PP. 37-39, 昭3
- 86) 東京市鶴巻市尋常小学校, 「養護学級に関する調査」, 学校衛生, 第7巻第3号, PP. 39-50, 昭2
- 87) 小菅吉蔵, 前掲論文, 前掲書, PP. 24-35
- 88) 吉田儀盛, 前掲論文, 前掲書, PP. 18-29
- 89) 湯川茂助, 前掲論文, 前掲書, 第10巻第4号, PP. 42-53
- 90) 湯川茂助, 前掲論文, 前掲書, 第10巻第5号, PP. 49-59
- 91) 岩間瀧之助, 「虚弱児童養護施設の一般」, 学校衛生, 第10巻第12号, PP. 36-57, 昭5
- 92) 岡村匡造, 「小学校養護学級施設に就て」, 学校衛生, 第15巻第3号, PP. 13-22, 昭10

- 93) 大西永次郎 (監), 前掲書, P. 146
- 94) 福岡男子高等小学校, 前掲論文, 前掲書, P. 62
- 95) 湯川茂助, 前掲論文, 前掲書, 第10巻第4号, PP. 42-47
- 96) 大西永次郎 (監), 前掲書, PP. 137-138
- 97) 福岡男子高等小学校, 前掲論文, 前掲書, PP. 63-65
- 98) 湯川茂助, 前掲論文, 前掲書, 第10巻第4号, PP. 47-48
- 99) 湯川茂助, 前掲論文, 前掲書, 第10巻第4号, P. 50
- 100) 対島敬吾郎ほか, 「我が校の養護学級」, 学校衛生, 第11巻第8号, P. 56, 昭6
- 101) 湯川茂助, 前掲論文, 前掲書, 第10巻第4号, P. 51
- 102) 『児童研究』編集部, 「新潟市低能児童等調査」, 児童研究, 第15巻第6号, P. 188, 明45
- 103) 『児童研究』編集部, 「文部省の学校衛生問題調査」, 児童研究, 第17巻第4号, P. 157, 大2
- 104) 竹内薫兵, 「最近ノ体操」, 児童研究, 第17巻第8号, P. 304, 大3
- 105) 稲葉幹一, 「小学児童の胸囲増進に関する施設及び効果」, 児童研究, 第20巻第4号, P. 113, 大5
- 106) 三田谷啓, 増訂改版教授衛生, (株) 同文館, 大14, (増訂改版4版), P. 326
- 107) 田辺郁郎・石丸節夫, 体育上の病理と診断, 都村有為堂出版部, 大13, PP. 263-268
- 108) 真行寺朗生, 異常児の病理と矯正体操, 敬文社書店, 大15, PP. 141-145
- 109) 『児童研究』編集部, 「学校衛生に関する答申」, 児童研究, 第27巻第4号, P. 157, 大13
- 110) 岩原拓, 「運動医学より観たる病弱者の運動制限」, 日本医事新報, 第234号, PP. 13-15, 昭2
- 111) 山口県学務部, 「体操科見学児童生徒ノ取扱法」, 日本学校衛生, 第18巻第11号, PP. 56-60, 昭5
- 112) 吉田章信, 「学校に於ける運動免除」, 体育研究, 第2巻第2号, PP. 81-83, 昭9
- 113) 吉田章信, 「疾病異常通学者の鍛錬に就て」, 体育研究, 第6巻第5号, PP. 54-55, 昭14
- 114) 財団法人日本公定書協会 (監), 第十一改正日本薬局方解説書, (株) 広川書店, 昭61, P. D-219
- 115) 広島市学校衛生会, 「学校ニ於イテ虚弱児ニ肝油ヲ支給シタル成績」, 日本学校衛生, 第17巻第2号, P. 2, 昭4
- 116) 下中邦彦 (編), 世界大百科事典, 6, 平凡社, 昭48, P. 692
- 117) 広島市学校衛生会, 前掲論文, 前掲書, PP. 6-7
- 118) 東京市麴町尋常小学校, 前掲論文, 前掲書, P. 53
- 119) 金沢市新堅町小学校, 前掲論文, 前掲書, 第17巻第11号, P. 57
- 120) 下中邦彦 (編), 前掲書, 13, P. 56
- 121) 大西永次郎 (監), 前掲書, P. 116
- 122) 大西永次郎, 「身体虚弱児童の養護施設に就て (中)」, 学校衛生, 第10巻第8号, PP. 21-22, 昭5
- 123) 文部省 (監), 日本学校保健会 (編), 前掲書, P. 658
- 124) 岡村匡造, 前掲論文, 前掲書, P. 13
- 125) 重田定正, 「国民学校に於ける特別養護に就いて」, 学校衛生, 第21巻第7号, PP. 465-467, 昭16
- 126) 野島忠太郎, 「養護学級経営の実際」, 学校衛生, 第19巻第8号, PP. 54-55, 昭14
- 127) 大西永次郎・荷見秋次郎, 「石川県における学校衛生施設状況 (下)」, 学校衛生, 第20巻第1号, P. 44, 昭15
- 128) 大西永次郎, 「再び結核予防と虚弱児童養護問題について」, 学校衛生, 第14巻第3号, P. 24, 昭9

- 129) 大西永次郎,「再び結核予防と虚弱児童養護問題について」,前掲書, P. 23
- 130) 「虚弱児童養護施設講習会ニ於ケル岩原体育課長ノ挨拶」,学校衛生,第14巻第8号,巻頭言,昭9
- 131) 新井英夫,「小学校児童の結核に関する研究(上)」,学校衛生,第15巻第6号,PP. 353-386,昭10
- 132) 野津謙,「学童結核と健康教育」,日本学校衛生,第28巻第4号,PP. 17-20,昭15
- 133) 小川原亮,「虚弱児童ト栄養ノ問題」,日本学校衛生,第28巻第4号,PP. 17-20,昭15
- 134) 敷波義雄,「養護学級児童ノ結核感染率並ニ血液・尿ヨリノ結核菌培養」,日本学校衛生,第27巻第1号, P. 72, 昭14
- 135) 「小学校虚弱児童ノ現況ト養護対策」,日本学校衛生,第27巻第1号, P. 67, 昭14